

飛島ボランティア活動支援補助金

飛島で自主的にボランティア活動を実施する団体、グループに飛島への定期船の運賃を助成します。



魅力がたっぷり詰まった飛島に行ってみませんか！

【対象団体】

- 二人以上で構成される団体（交付申請は1回当たり上限30人）
 - ※ このボランティアを目的とした任意のグループを含みます。
 - ※ 同居している者のみで構成されるグループは対象となりません。
 - ※ 中学生以下の幼児・児童・生徒は対象となりません。

【対象となるボランティア活動】

- 軽微な電気工事 ○ 生活用品の修繕
- 小松浜海水浴場及び海岸遊歩道の清掃（4～5月に行われるものに限りです）
- 西海岸（ソデの浜以東）の清掃（定期船2航海時に行う場合または宿泊を伴う場合に限りです）
- 避難路の整備や草刈、観光遊歩道の整備や草刈り ○ 道路側溝の清掃（落ち葉や泥上げ清掃）
- 高齢者を対象としたデジタルデバイス講座 ○ 災害時の復旧活動
- その他高校生、大学生が行うボランティア活動で市長が認めるもの
（ただし、6～8月までの間に行われる小松浜海水浴場又は海岸遊歩道の清掃を除きます）

【その他対象にならない活動】

- 特定の者の利益となる活動
- 国、県、市等の他の補助金、委託料、旅費等が交付されている活動
- 他のイベント等に付随するボランティア活動
- 宗教活動、政治活動、営利目的の活動その他公序良俗に反する行為
- 飛島島民から金銭を徴する活動

不明な点がございましたら、酒田市役所 まちづくり推進課へご相談ください。

申請方法、手続きに関するご案内は裏面をご覧ください。

☆実施前

- ①ボランティア活動を実施する14日前までに、申請書（1号）、計画書（2号）、参加者名簿（3号）を提出してください。
- ②審査の後、申請者に交付決定書（4号）を送付します。

③ボランティア活動の実施

☆実施後

- ④ボランティア活動の実績報告書及び領収書（5号）、活動報告書（6号）、市指定請求書（代表者口座）を提出してください。
- ⑤補助金が交付されます。（代表者口座に一括振込です。）

※活動報告書には、**【活動前・活動中・活動後】**の写真を添付ください。



お問合せ、提出先

酒田市役所 市民部 まちづくり推進課

山形県酒田市本町2丁目2番45号 本庁舎2階

TEL : 0234-26-5771 FAX : 0234-26-4911 E-mail : machi@city.sakata.lg.jp

補助金の概要など、詳細をご覧ください。

酒田市ホームページ <http://www.city.sakata.lg.jp/>



申請書はホームページでダウンロードできます。